

#### 【4】 雨安居地伝承に挙げられ原始仏教聖典に記述のない雨安居地

[0] ここでは雨安居地伝承に釈尊の雨安居地として名を挙げられていながら、原始仏教聖典中にその地で釈尊が雨安居を過ごされたとする記述がないものを個々にいくらか詳細に検討する。そこを訪れた時の釈尊の事蹟を紹介し、またそれらの地の所在を明らかにしたい。

##### [1] Mañkulapabbata

Hardyを除く年次を示す雨安居地伝承すべてが第6年におき、回数のみを示す伝承もみな1回の雨安居を数える「マンクラ山」(Mañkulapabbata, Makula-, 摩拘羅山)は雨安居地伝承間の対応に関して問題はない。しかし所在が不明である。

[1-1] この地名の正確なつづりもはっきりしていない。パーリでは‘Mañkula’と‘Makula’の両者が見られる。漢音写の多くはどちらかと言えばこの中‘Makula’を支持する。サンスクリット語形は不明である。

[1-2] 望月氏は「摩拘羅山(白善)」という『僧伽羅刹所集経』に見える注に着目して、「摩拘羅山」をパンダヴァ(Pañḍava)山と同一視された。‘pañḍu’(skt. pāṇḍu)「黄白の」という語から派生した名を有するこのパンダヴァ山は、釈尊が成道以前にピンピサーラ王と邂逅されたところである(“Suttanipāṭa” p.73)。しかし‘mañkula’が「白善」の意味になることについては『僧伽羅刹所集経』の訳者が‘mañkula’を‘maṅgula’「青白い」の意でとったとすれば説明できる(仏教混交梵語では‘madgura’、‘madgula’、‘maṅgula’等の形をとり、顔色等が「青白い」という文脈で用いられる)ので、「白善」という注はパンダヴァ山と同定する根拠にならない。

[1-3] パーリではマンクラ山は注釈文献にのみ見え、原始仏教聖典には言及がない。ところが漢訳の阿含経典では『雑阿含経』111~129(大正02 pp.037下~041上)がその舞台を「摩拘羅山」とする。この一連の経典では釈尊が侍者比丘の羅陀(Rādha)と共に摩拘羅山において種々の主題で問答しているが、みな「如是我聞。一時佛住摩拘羅山……」という書き出しであって国等に関しての記述がない。なお『大智度論』(大正25 p.099下)にこの羅陀と釈尊の対話についての言及が見出されるが、そこでは「莫拘羅山」とされている。

パーリではこの『雑阿含経』の一連の経典にSN.中の‘Rādha-Saṃyutta’と呼ばれる経典群が対応しており、『雑阿含経』のものと同様にラーダ(Rādha)比丘<sup>(1)</sup>と釈尊の問答が続いている。そこでは舞台はすべて‘sāvattihinidāna’と示されていて「摩拘羅山」に対応する言葉が見出されない。

(1) 因みにラーダ比丘に少し言及すると、この人物は‘Apadāna’ 03-54-536(p.484)によれば、王舎城(giribajapuruttama)の貧しいバラモンの家に生まれ、祇園精舎において釈尊に会ってサーリプッタのもとで出家する。“Dhmmapada-aṭṭhakathā”にはもっと詳細な記述があるが、そこでは舎衛城の人とされている。

[1-4] 『雑阿含経』1320(大正02 p.362上)には、釈尊が羅陀ではなく那伽波羅(Nāgapāla?)を「親侍者」として「摩鳩羅山」にあり、その頃摩竭国の人々は子供が泣き止まないと「摩鳩羅鬼が来るぞ」と脅して泣きやませていたのであるが、那伽波羅が「摩鳩羅鬼」に仮装して釈尊を脅かそうとする話が伝えられている。

これに対応する『別訳雜阿含經』319（大正02 p.480）では、場所は「白山」とされ<sup>(1)</sup>侍者の名は象護（Nāgapāla?）、鬼の名は「薄俱羅」である。ここには摩竭陀国のことであるという言及はない。

さらに『十誦律』（大正23 p.113中）と『根本有部律』「雜事」（大正24 p.233中）に同様の記事があり、『十誦律』では「佛在維耶離國摩俱羅山中」とされ、侍者は象守（Nāgapāla）で、夜叉の名は「婆俱羅」である。『根本有部律』では「摩揭陀國」の「莫俱山薄俱羅葉叉住殿」とされ、侍者は「龍護」である。

(1) ここからも「摩拘羅山」が「白山」と訳され得ることが知られる。この「白山」をバンダヴァ山に同定する根拠はない。

[1-5] ここで注意すべきは、上に紹介した『大唐西域記』の「伊爛拏鉢伐多国」の「小孤山」の記述（【1】の[4-15]）である。玄奘は釈尊がこの小孤山で3ヶ月の雨安居を過ぎて「薄句羅葉叉」を降伏したと伝えている。

『雜阿含經』1320は「摩竭陀國」内の地とし、『十誦律』は「維耶離」（ヴェーサーリー）としていて一致しないが、玄奘によればこの小孤山は伊爛拏鉢伐多国の西境のガンジス河の南にある。この伊爛拏鉢伐多国の大都城は、今のビハール州のモンギール・ディストリクトのモンギール（Monghyr）に比定されており、古くは‘Modāgiri’ ‘Mudgala-giri’ と呼ばれていたらしい<sup>(1)</sup>。このモンギールの古名‘mudgala’は、すでに述べた「白善」から推定される‘maṅkula’の異読としての‘maṅgula’の仏教梵語における形、‘madgula’に近似している。以上のことからマンクラ山は今のモンギールではないかという有力な推定がなされ得る。

(3) 水谷真成訳注『大唐西域記』vol.Ⅲ p.195 注の二。

[1-6] Maṅkulapabbataが今のMonghyrであるとすれば、『雜阿含經』がマガダ国として『十誦律』がヴェーサーリー国とすることにそれほど齟齬しない。ここはデカン高原が張り出したところで、ここには現に白い山があり、この山並みが恐らくマガダとチャンパーの国境を形成していたと思われる。しかし政治的にはチャンパーはマガダに従属していたと考えられるのでここがマガダとされるのは妥当である。またMonghyrの近くの山は当然と地が高いからこの部分はガンジス河にせり出す形になっており、従ってこの部分のガンジス河は北の方に蛇行しており、ガンジスの南岸ではあるけれどもヴェーサーリー国と言ってもおかしくない地形となっている。因みにここからガンジス河を120kmほど下るとVikramaśilāがあり、その地形はMonghyrに類似する。

[1-7] しかしパーリ語資料でも注釈文献に視野を広げれば、MN.のアッタカターである“Papañcasūdanī”（vol. V p.084）とSN.のアッタカター“Sāratthappakāsini”（vol. II p.373）に‘Maṅkulakārāma’が見出せる。

MN.145 ‘Puṇṇovāda-s.’（vol.Ⅲ p.267）は、釈尊が舎衛国の祇園精舎におられた時にブンナ（Puṇṇa, Skt : Pūrṇa 富楼那）が釈尊にスナーパランタ（Sunāparanta）へ布教に行く旨を伝え、釈尊は兇悪な人々の住む地に向かおうとするブンナの決心の度合いを数々の質問によって確認してからそれを許し、ブンナはスナーパランタに赴いてそこで雨安居する間に500人の優婆塞を教化し、そこで入寂するという内容である。SN. 035-088 ‘Puṇṇa-sutta’（vol.Ⅳ p.060）もほぼ同じ内容で、漢訳では『雜阿含經』311（大正02 p.089中）と

『仏説満願子経』(大正02 p.502下) (1) が対応する。

“Papañcasūdani”によるとブンナはこの‘Sunāparanpa’という商人村(Vāṇijagāma)の出身であり、ブンナが布教のために帰郷した後に釈尊はブンナ長老をそこに訪問する。その際に釈尊は「マンクラ精舎」(Maṅkulakārāma)にも訪れている。“Sāratthappakāsini”も同様である。

上の二つのアッタカターの記述と近い伝承が『根本有部律業事』(大正24 p.007下-017上)と“Divyāvadāna”にある。「マンクラ精舎」に対応している地は、あまり明確ではないが『根本有部律業事』の「杵山」(p.015中)、“Divyāvadāna”の‘Musalaka parvata’(Cowell p.049)のようである。釈尊はこの山で‘Vakkalin’(薄拘羅)仙人を教化する。

(1) 『仏説満願子経』(大正02 p.502下)は「聞如是。一時佛遊摩鳩羅無種山中。……」という冒頭を有し、満願子(ブンナ)と摩鳩羅山の関連を示している。ただし「無種」が意味不明である。またここでは満願子が摩鳩羅無種山から首那和蘭(スナーパランタ)に赴くので、マンクラ山とスナーパランタが別所であることになる。

[1-8] もしこの‘Maṅkulakārāma’がマンクラ山に比定されるならば、先のモンギール説は覆されることになる。何故ならマンクラ精舎があったスナーパランタにはスーパーラカ(Suppāraka)港があったとされ、その港はサーヴァッティから南西120ヨージャナの地にあり(“Dhammapada-aṭṭhakathā” vol. II p.214)、およそ今のムンバイ(ボンベイ)辺りに比定されており(Malalasekera)、どのように見てもサーヴァッティ(サハート・マハート)の南東にあたるモンギールとは全く別方向であるからである。スナーパランタという地名自体が‘suna’+‘aparanta’(Skt.では‘śroṇa’+‘aparanta’)と分解され、名に‘aparanta’「西方」の意味を含んでおり、『雑阿含経』311では「西方輪盧那」と訳されている。

[1-9] しかしこれはあくまでも‘Maṅkulakārāma’であって、雨安居地伝承が言うのは‘Maṅkulapabbata’‘Makulapabbata’「摩拘羅山」であるから別の場所を指示していると考えべきであろう。また釈尊自らが現在のムンバイの辺りまで足をのばされたとは考えられない。

パーリの原始仏教聖典中にこの地名が全く言及されず、また漢訳阿含經典にもここで釈尊が雨安居を過ごされたという記述がない。このような地が雨安居地伝承で釈尊の雨安居地として挙げられていることは、雨安居地伝承の根拠がどのようなものであったかという問題を探る上で重要であろう。

## [2] Nālā brāhmaṇagāma

パーリの雨安居地伝承が第11年目におくナーラー・バラモン村は、回数のみを示す伝承には挙げられていない。『僧伽羅刹所集経』は同じ年次を「鬼神界」として、このナーラー・バラモン村に対応するものを挙げない。それ故ここを雨安居地とするのはパーリの雨安居地伝承のみである。原始聖典にも釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述はない。

[2-1] ところでこのナーラー・バラモン村は何処に比定されるであろうか。‘Nālā’という名の村は原始仏教聖典では“Therīgathā”(p.152)に見え、そこではウパカ(Upaka)とチャーパー(Cāpā)が‘Nālā’村から去ってネーランジャラー河岸に行って釈尊に会う。

“*Therīgāthā-aṭṭhakathā*” (p.225) によれば、この村はウパカの故郷であってマガダ国の菩提樹の近くにあった。*Malalasekera*は釈尊が第11年目の雨安居を過ごしたのはこの村であったと考えている。しかしこの村は「バラモン村」とはされていないので疑問が残る。

[2-2] パーリ・アッタカターの雨安居地伝承は「ナーラー・バラモン村」と地名を挙げるのみであるが、*Bigandet*はいくらか詳細に記してこの村はマガダ国内の南山精舎に近いところであったとする。釈尊はここで第11雨期を過ごされた後にあるバラモンを教化する。そのバラモンと釈尊とのやりとりは、同じものを以下の原始仏教聖典に見ることができる。すなわちSN.007-002-001 (vol. I p.172)、*“Suttanipāta”* 001-004 (p.012)、『雑阿含経』098 (大正02 p.027上)、『別訳雑阿含経』264 (大正02 p.466中)、失訳『雑阿含経』 (大正02 p.493上) である。これらの資料ではバラモンの名と場所は以下のようになっている。

SN.007-002-001 : *Magadha Dakkhiṇāgiri Ekanāḷā brāhmaṇagāma ; Kasibhāradvāja*

*Suttanipāta* : *Magadha Dakkhiṇāgiri Ekanāḷā brāhmaṇagāma ; Kasibhāradvāja*

雑阿含経098 : 拘薩羅・一那羅聚落；耕田婆羅豆婆遮婆羅門

別訳雑阿含経264 : 王舎城・迦蘭陀竹林；耕作婆羅門名豆羅闍

失訳雑阿含経 : 拘薩国・一竹；佃家婆羅門、姓為蒲盧

*Bigandet*の伝えるものはSN.及び“*Suttanipāta*”の伝えるものと一致しており、それ故*Bigandet*が名を示さないバラモンの名は‘*Kasibhāradvāja*’であって、‘*Nālā brāhmaṇagāma*’は‘*Ekanāḷā brāhmaṇagāma*’であると推測される。

### [3] *Cāliyapabbata*

パーリの雨安居地伝承は第13年及び第18年にチャーリヤ山をおく。『僧伽羅刹所集経』は年次が異なるが「柘梨山」を第19年と第21年におく。『八大靈塔名号経』は「惹里巖」を2年とし、プトンは対応に問題が残るものの‘*bar ba’i phug*’をやはり2年とする。

[3-1] チャーリヤ山は恐らくAN.009-001-003 (vol.IV p.354) の‘*Cālikāpabbata*’、*“Udāna”* 004-001 (p.34) の‘*Cālika pabbata*’と同一のものであろう。AN.と“*Udāna*”の記すところによれば、釈尊はチャーリカー (*Cālikā*) のチャーリカー山 (*Cālikā-pabbata*) におられた時、侍者であったメーギヤ (*Meghiya*) とともに近くのジャントゥ村 (*Jantu-gāma*) に赴かれた。

[3-2] 【1】の [2-4] -13) で紹介した*Bigandet*の伝承においても、第13年目の*Tsalia*での雨安居につづく記事にジャントゥ (*Dzantoo*) 村とメーギヤ (*Meggia*) が現れる。このことから *Cāliya* (*Tsalia*) と *Cālikā* が同処であることが確認できる。

漢訳では『中阿含経』 (大正01 p.491上) の「彌醯經」がこれに対応している。「我聞如是。一時佛遊摩竭陀國。在闍鬪村莽榛林窟。爾時尊者彌醯爲奉侍者。……」という冒頭の記述から考えればジャントゥ (闍鬪) 村はマガダ国内の地のようである。しかしここにはチャーリカー山に対応する地名がない。

[3-3] チャーリカー山とジャントゥ村が言及される原始仏教聖典中の資料は、上に紹介したAN.、*“Udāna”*、『中阿含経』の3件のみであり、これらにはその時が雨期であった

というようなことは記されていない。これは雨安居地伝承において、原始聖典にその地で釈尊が雨安居されたという記述がない場所が雨安居地とされる一例であって、雨安居地伝承がかならずしも原始仏教聖典の記載に基づいていないことを端的に示している。

#### [4] Āḷavi

『僧伽羅刹所集経』を除く雨安居地伝承が全て1回の雨安居地に数え、パーリの伝承が第16年目におくアーラヴィーは、原始仏教聖典中においては釈尊の雨安居地としての記述がない。

しかしながら原始仏教聖典中に釈尊がアーラヴィーに滞在された時の事跡を記述するものが数多くある。それらには経ではアーラヴァカ夜叉に関わるものやハッタカ長者に関わるもの等があり、律では種々の制戒の因縁になる事がアーラヴィーで起きている。

[4-1] アーラヴィーにおける釈尊とアーラヴァカ夜叉 (Āḷavaka yakkha) との間答を伝えるものとしては、SN. 010-012 (vol. I p.213)、“Suttanipāta” 001-010 (p.031)がある。アーラヴァカ夜叉はその他に、『雑阿含経』1326 (大正02 p.364中)では「阿臍鬼」、『別訳雑阿含経』325 (大正02 p.482下)では「曠野夜叉」という名で登場するが、ここではアーラヴァカ夜叉の住所はマガダ国とされている。

[4-2] “Suttanipāta” 002-012 (p.059)にはヴァンギーサ (Vaṅgīsa) 長老の師、ニグローダ・カッパ (Nigrodhakappa) がアーラヴィーのアッガーラヴァ・チェーティヤ (Aggāḷava cetiya) のもとで亡くなって間もない頃、釈尊がそこにおられたとある。

その他にも“Theragāthā” (p.113)、『雑阿含経』1221 (大正02 p.333上)、『別訳雑阿含経』255 (大正02 p.463上)が、ニグローダカッパがアッガーラヴァ・チェーティヤで亡くなったことを伝えている。ただし『雑阿含経』1221と『別訳雑阿含経』255はニグローダカッパの死を釈尊が王舎城・竹林園におられた時のこととする。

またSN.008-001 (vol. I p.185)、SN.008-002 (vol. I p.186)、SN.008-003 (vol. I p.187)、『雑阿含経』1213 (大正02 p.330下)には、ニグローダカッパとヴァンギーサがアーラヴィーのアッガーラヴァ・チェーティヤに住んでいたと記されている。しかしこれは釈尊がアーラヴィーにおられた時の記事ではない。

[4-3] アーラヴィーにはハッタカ・アーラヴァカ長者 (Hatthaka Āḷavaka) という勝れた優婆塞がいた。AN. 008-003-023 (vol. IV p.216)、『中阿含経』041「手長者経」巻下 (大正01 p.484中)は釈尊がアーラヴィーで比丘たちに対してハッタカ長者を賞賛されたことを、AN.003-004-034 (vol. I p.136)、AN.008-003-024 (vol. IV p.218)、『中阿含経』040「手長者経」巻上 (大正01 p.482下)、『増一阿含経』028-003 (大正02 p.650上)は釈尊がアーラヴィーでこの長者に会った時のことを、『雑阿含経』594 (大正02 p.159上)、『別訳雑阿含経』188 (大正02 p.442上)は釈尊がアーラヴィーにおられた時に長者が亡くなって生天したことを物語る。ただしAN.003-013-125 (vol. I p.278)ではハッタカ天子が舎衛城・祇園精舎において釈尊の前に現れている。

[4-4] 釈尊はアーラヴィーにおいて多くの戒を制定されている。釈尊が王舎城・竹林園におられた時にアーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく求めてアーラヴィーの諸居

士を困らせた。王舎城で雨安居を終えた大迦葉はアーラヴィーにやっけてきて、アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので比丘らにその理由をたずぬ。釈尊は王舎城に随意に住した後にアーラヴィーに來られてアツガーラヴァ・チエーティヤに住された。大迦葉から事情を聞いて、釈尊は「無主にして自のために房を作る時に規定の大きさを越えれば僧残」（無主僧不處分過量房戒）と制される。

このことは“Vinaya” ‘Saṃghādhisesa 006’ (vol.III p.144)、『四分律』「僧残006」（大正22 p.584上）、『五分律』「僧残006」（大正22 p.013上）、『十誦律』「僧残006」（大正23 p.020中）、『僧祇律』「僧残006」（大正22 p.276中）に見える。ただし『根本有部律』「僧伽伐尸沙006」（大正23 p.688上）では、この戒の制定を釈尊が逝多林・給孤独園におられた時のこととする。

[4-5] また“Vinaya” ‘Nissaggiya 011’ (vol.III p.224)、『四分律』「捨墮011」（大正22 p.613下）、『五分律』「捨墮021」（大正22 p.034下）によれば、釈尊が「絹糸を雜えた臥具を作らせれば捨墮」（雜野蚕綿作臥具戒）と定められたのもアーラヴィーにおいてである。しかしこれが制定されたのは『十誦律』「尼薩耆011」（大正23 p.047下）によれば拘睺弥国であり、『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦011」（大正23 p.735下）によれば逝多林・給孤独園においてである。『僧祇律』「尼薩耆波夜提013」（大正22 p.307下）によれば、制戒は昆舎離・大林重閣精舎においてであるが、ある比丘がアーラヴィー（廣野）に絹をもらいに行くことが因縁の発端になる。

[4-6] 「具足戒を受けていない者と法を同誦してはならない」（与未受具人同誦戒）という戒がある。これは“Vinaya” ‘Pācittiya 004’ (vol.IV p.014)と『根本有部律』「波逸底迦005」（大正23 p.771下）では祇園精舎で定められたとするが、『四分律』「単提006」（大正22 p.638下）、『五分律』「墮006」（大正22 p.039下）、『十誦律』「波夜提006」（大正23 p.071上）、『僧祇律』「単提006」（大正22 p.336下）ではアーラヴィーで制定されている。

[4-7] 「未受具足人と同宿すれば波逸提」（共未受具人宿過限戒）については、“Vinaya” ‘Pācittiya 005’ (vol.IV p.015)、『四分律』「単提005」（大正22 p.638上）、『五分律』「墮007」（大正22 p.040上）、『十誦律』「波夜提054」（大正23 p.105中）、『僧祇律』「単提042」（大正22 p.365中）が最初の因縁のおきた場所をアーラヴィーとし、『根本有部律』「波逸底迦054」（大正23 p.838下）は逝多林・給孤独園とする。

[4-8] 地面を掘ることは比丘に禁じられている（掘地戒）。“Vinaya” ‘Pācittiya 010’ (vol.IV p.032)、『四分律』「単提010」（大正22 p.641上）、『五分律』「墮059」（大正22 p.060下）、『十誦律』「波夜提073」（大正23 p.117中）、『僧祇律』「単提073」（大正22 p.384下）はこの戒がアーラヴィーで制定されたとし、『根本有部律』「波逸底迦073」（大正23 p.854上）は逝多林・給孤独園においてとする。

[4-9] 花を摘んだり草木を伐ることを禁じる戒（壞生種戒）もある。この戒は“Vinaya” ‘Pācittiya 011’ (vol.IV p.034)、『四分律』「単提011」（大正22 p.641下）、『五分律』「墮011」（大正22 p.041下）、『僧祇律』「単提011」（大正22

p.339上)ではアーラヴィーで制定されている。『十誦律』「波夜提011」(大正23 p.074下)は草・花と樹とで因縁譚を別にするが、草を抜き花を摘むことを禁じる因縁がアーラヴィー(阿羅毘)国で起きたとし、樹についての因縁は釈尊が舎衛国におられた時のこととする。『根本有部律』「波逸底迦011」(大正23 p.775下)では制戒の因縁の事件は逝多林・給孤独園で起きているが、樹を切るために曼荼羅を作って行う儀礼がアーラヴィー(曠野林)において釈尊によって定められる。

[4-10] 僧房の階上で脚のはずれる(または脚の尖った)椅子やベットを使用してはならないという戒(坐脱脚牀戒)がある。階下の人を傷つける可能性があるからである。この戒は“Vinaya” ‘Pācittiya 018’ (vol.IV p.045)、『四分律』「単提018」(大正22 p.646上)、『根本有部律』「波逸底迦018」(大正23 p.788中)によれば祇園精舎において、『五分律』「墮018」(大正22 p.044中)、『十誦律』「波夜提018」(大正23 p.079上)によれば舎衛国において定められるが、しかし『僧祇律』「単提018」(大正22 p.344下)はアーラヴィー(曠野精舎)とする。

[4-11] 虫を含む水を草または土の上に播くことを禁じる戒(用虫水戒)は、“Vinaya” ‘Pācittiya 020’ (vol.IV p.048)と『僧祇律』「単提019」(大正22 p.344下)が因縁の事件が起きた場所をアーラヴィーとする。しかし『四分律』「単提019」(大正22 p.646中)、『五分律』「墮020」(大正22 p.044下)、『十誦律』「波夜提019」(大正23 p.079下)、『根本有部律』「波逸底迦019」(大正23 p.789中)はコーサンビーとする。

[4-12] 暖を取るために火を燃やすことは比丘に禁じられている(露地然火戒)。比丘たちが火を燃やして暖をとっていたところに蛇が出てきて大騒ぎになることがこの戒を制定する因縁になるのであるが、この事件は“Vinaya” ‘Pācittiya 056’ (vol.IV p.115)によればバグガ・スンスマーラギラ・ベーサカラヴァナ・鹿野苑において、『五分律』「墮068」(大正22 p.064中)と『十誦律』「波夜提052」(大正23 p.104中)によればコーサラ国において、『僧祇律』「単提041」(大正22 p.363中)によれば波利耶(パーリレッヤ)・婆羅林において起きた。その場所をアーラヴィー(曠野城)とするのは『四分律』「単提057」(大正22 p.675上)である。『根本有部律』「波逸底迦052」(大正23 p.835上)では、釈尊が逝多林・給孤独園から王舎城に赴く途上、「一村隅林中」に止まられた時に事件が起きる。

[4-13] アーラヴィーの比丘たちが様々な営事比丘を選び、中には数十年の長時に及ぶものもあり、釈尊は十二年までの営事を与えることを許されたという記事が“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.172)にあり、『十誦律』「臥具法」(大正23 p.247下)にも、少し異なるがやはりアーラヴィー(阿羅毘)国で壊れた僧房を御覧になった釈尊が知事人を立てることを定められ、十二年を越える知事人を立てることを禁じられる記述がある。

[4-14] 以下に一つの律だけに固有で他の律との対応が明確でないものを列挙する。

四分律「衣撻度」(大正22 p.857中)；釈尊が曠野国で善顯現衣を聴し、錦衣を禁止し、蚊厨を聴す。

四分律「房舎撻度」(大正22 p.943上)；釈尊が摩竭国から曠野城に至った時に、六群

比丘が釈尊のために男女の形に刺繍して部屋を飾ったのでそれを禁じて、禽獣の模様を聴された。

五分律「墮037」（大正22 p.053中）；曠野鬼村で鬼神が佛と僧を食事に招いた。

十誦律「皮革法」（大正23 p.182下）；釈尊が阿羅毘国で木履等を禁止される。

十誦律「臥具法」（大正23 p.249中）；釈尊が阿羅毘国におられた時に、比丘たちが常に居士に作器を求めて不満が出たので作器を蓄えることを聴された。

十誦律「雑法」（大正23 p.277中）；①釈尊が阿羅毘国におられた時、寺門の楯が破れていた所以木と作具を持ってこさせて自ら修理され、以後は木と作具を蓄えておいてそれをできる比丘たちがするよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧房の屋根を覆うのに地にいる比丘が草を投げて届かなかったので梯子等を作るよう指示された。③釈尊が阿羅毘国におられた時、ある比丘が脱いだ衣を地に置いて入浴したら蛇や百足が衣の中に入ったので衣架にかけよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.278上）；釈尊が阿羅毘国におられた時、多くの客比丘があつて敷具が不足したので、上座から次第に与えて得られない者は草・葉を用いるよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.278中）；釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて地を掃く物がなかったので掃箒を作るよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.278下）；①釈尊が阿羅毘国におられた時、比丘が露地で片足を挙げて洗っていて倒れて死にかかった所以足を洗う物を蓄えるよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて、日照りが続いて地が焼けついた後に大雨が降り地がどろどろになった。足踏み場を作るよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.280上）；①釈尊が阿羅毘国におられた時、水が無かったので井戸を作るよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧坊がまだ新しくて地を掃いて糞を捨てる物がなかったので糞箕を蓄えるよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.280下）；①釈尊が阿羅毘国におられた時、上座が初夜に坐禅をして中夜に房に帰る途中で獅子・虎・狼等が恐いと申し上げたところ、房舎の四辺に堅柵を作るよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、新しい房舎が早魃の後の大雨で牆壁が壊れたので塹を作るよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.284上）；釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて経行処が無かった。経行処を作って樹を種えるよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.284下）；釈尊が阿羅毘国におられた時、井戸の水に虫がわいたので濾し方を指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.286下）；釈尊が阿羅毘国におられた時、営理の比丘が材木と竹を採りに山に入って獅子・虎・狼等を恐れて道を外れ、茨などが刺さるので草履を作ったが泥水で脚を壊したので、通水性のある鞋を作るよう指示された。

十誦律「雑法」（大正23 p.300中）；釈尊が阿羅毘国におられた時に僧伽藍が新築され、ある比丘が僧伽梨を著けたまま壁を塗ったりして衣を汚してしまったのにもかかわらず、その格好で乞食に行き不満が出た。衣について様々な決まりを定められた。



僧祇律「单提050」（大正22 p.372中）；釈尊が曠野精舎で營事比丘を「半月浴過戒」の除外例にする。

根本有部律「波羅市迦003」（大正23 p.663上）；釈尊が曠野林におられた時に、ある居士が僧院に浴室を作る。大歡会の為に傭人が来ないので苾芻たちが營造を手伝い、過って他の苾芻の頭の上に瓦を落として死なせてしまった。無犯とされる。

根本有部律「波羅市迦003」（大正23 p.663下）；釈尊が曠野林におられた時に、温堂を作るのを手伝った苾芻が過って大木を落として匠人を死なせてしまった。無犯とされる。

根本有部律「泥薩祇波逸底迦014」（大正23 p.736下）；釈尊が曠野林におられた時に「6年に満たずして新敷具を作つてはいけない」（減六年作臥具戒）という戒に関して、知事營作苾芻が寒さを我慢できない時に除外することを定められた。

[4-15] これだけ多くの資料が釈尊がアーラヴィーにおられた時のことを語っているにもかかわらず、アーラヴィーで釈尊が雨安居を過ごされたとする記述は皆無である。上に既に挙げた“Vinaya” ‘Saṃghādhisesa 006’ (vol. III p.144) の記述に「釈尊が王舎城・竹林園におられた時にアーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく求めてアーラヴィーの諸居士を困らせた。王舎城で雨安居を終えた大迦葉はアーラヴィーにやってきて、アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので比丘らにその理由をただす。釈尊は王舎城に随意に住した後にアーラヴィーに来られて……」とあって雨安居が言及されているが、素直に読めば大迦葉がアーラヴィーで雨安居を過ごしている時に釈尊は王舎城で雨安居を過ごされていたことになる。

[4-16] アーラヴィーの所在であるが、まず“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II pp.170~175) で釈尊は舎衛城からキターギリ (Kiṭāgiri) に赴かれ、キターギリに随意の間住されてからアーラヴィーに赴かれ、随意の間アーラヴィーに住された後に王舎城に向かわれる。ここからアーラヴィーが舎衛城と王舎城の中間にあったことが知られる。さらにキターギリは MN.070 ‘Kiṭāgiri-s.’ (vol. I p.473) によればカーシ国の村 (nigama) であるからカーシ国と王舎城の間でもある。このことは『根本有部律』「波逸底迦082」（大正23 p.883下）の「摩揭陀橋薩羅二國中間大曠野処」という記述によっても確認され、また“Suttanipāta-aṭṭhakathā” (vol. I p.220) には「舎衛城から30ヨーjana (sāvathitho tiṃsayojanāni gantvā tassa yakkhassa bhavanaṃ pāvisi)」とある。

『法顯伝』（大正51 p.864上）は「法顯還向巴連弗邑。順恒水西下十由延得一精舎。名曠野。佛所住處。今現有僧。復順恒水西行十二由延。到迦尸國波羅奈城。城東北十里許得仙人鹿野苑精舎。……」と記し、パータリプトラから西に10由旬、バーラーナシーから東に12由旬のところに曠野（アーラヴィー）があったとする。

『大唐西域記』（大正51 p.908上；水谷 vol. II p.358）は戦主国の大城（現 Ghāzi-pur）より東へ行くこと二百余里に阿迦陀羯刺拏僧伽藍（現 Ballia の東1マイルの小村 Bikapur に比定される）があり、そこから東南へ行くこと百余里で南してガンジスを渡り摩訶娑羅邑（現 Arrah の西6マイルの Māsi 村に比定される）に至り、ガンジスの北に那羅延天祠（現 Revelganjに比定される）があり、そこから東へ行くこと三十余里のところに無憂王の建てた宰堵波があつて、そこで釈尊が曠野鬼を降伏したと伝えている。ここは現在の

**Chāpra** 近辺であるとされるが遺跡などは何も見つかっていない。

玄奘にしたがった場合アーラヴィーが現在のチャープラー近辺に比定されるが、ここはパトナ（パータリプトラ）に距離が近すぎ法顕の挙げる数字と食い違う。ここでの性急な結論は避けるが、本モノグラフ【論文4】ではアーラヴィーを **Ballia** に仮定している。ここはおよそパーラーナシーから東に131km、パトナから西に100kmの地点にあたり、法顕の挙げる距離の比率（12由旬：10由旬）にほぼ合致する位置である。